

別紙

諮問第1791号

答 申

1 審査会の結論

不存在を理由とする本件不開示決定は、これを取り消し、「東京都公立学校教員採用候補者選考の第二次選考合格者最終成績一覧」（以下「最終成績一覧」という。）を対象公文書として特定した上で、改めて開示等の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和6年9月24日付けで行った不存在を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず存在しないとして本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年11月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年12月23日に実施機関から理由説明書を、令和7年2月5日に審査請求人から「反論書」と題する意見書を收受し、令和7年11月18日（第262回第一部会）から令和8年2月24日（第265回第一部会）まで、4回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関

の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都公立学校教員採用候補者選考について

実施機関では、毎年度、東京都公立学校教員として採用する候補者を決定するために、東京都公立学校教員採用候補者選考（以下「教員採用選考」という。）を実施しており、東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱に基づき、各選考区分で教員採用選考を行っている。

イ 最終成績一覧について

実施機関は、教員採用選考第二次選考合格者について、受験者が教員採用選考の申込フォームに入力した内容に試験成績等を加えた最終成績一覧を事務作業のために作成しており、保存期間は10年としている。

ウ 学校名コード表及び教科コード表について

実施機関は、教員採用選考の申込フォームに受験者が入力する最終最高学歴の各学校に固有のコード（以下「学校名コード」という。）を設定しており、校種・五十音順に学校名及び設定した学校名コードの一覧（以下「学校名コード表」という。）を作成している。

また、実施機関は、教員採用選考において募集する校種・教科（科目等）についても、固有のコード（以下「教科コード」という。）を設定しており、校種・教科（科目等）及び設定した教科コードの一覧（以下「教科コード表」という。）を作成している。

学校名コード表及び教科コード表について、当該年度分が、実施機関のホームページに掲載されている。

エ 本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が教員採用選考を行うに当たって、申込フォームに最終最高学歴を入力させているため、当然にこれを集計したものが存在するものであり、また、別途行った開示請求に対し、教科コード、最終最高学歴校（コード）等が羅列された最終成績一覧、教科コードと校種・教科の対照表、最終最高学歴校（コード）と

学校名の対照表が開示されており、本件開示請求においても、これを対象公文書とすれば良かったのであって、不存在はあり得ない旨主張する。

一方、実施機関は、以下のとおり説明する。

本件開示請求において、審査請求人が開示の方法1として提示した「各年度の受験者について、出身大学（院）別の合格人数のわかる」文書の開示については、教員採用選考において、申込みの際に最終最高学歴を入力する項目があり、学校名及び学校名コードの入力を求めているが、集計しているのは学校名コードのみであるため、具体的な出身大学（院）名が記載された対象公文書は存在しない。そして、選考区分は、小学校・中学校共通、小学校・中学校・高等学校共通や中学校・高等学校共通のように共通区分となっており、受験者について、小学校、中学校又は高校のように単独の校種によって区分された一覧は存在しない。さらに、審査請求人が開示の方法2として提示した「現在在籍する全教員の一覧において、「採用年次、校種、教科、出身大学（院）」のみを抽出」した文書の開示については、該当する対象公文書は存在しない。

これらを踏まえ、審査会が、実施機関から提出を受けた最終成績一覧を見分したところ、最終学歴に係る学校名は集計されていないが、「最終最高学歴校」の欄には学校名コードが記載されていること、当該情報について、実施機関のホームページに掲載されている学校名コード表と照合することにより、教員採用選考第二次選考合格者の出身大学等別の人数が分かる情報になることが確認できた。また、教科別の集計もなされていないが、最終成績一覧の「教科コード」の欄に記載されたコードは、実施機関のホームページに掲載されている教科コード表と照合することにより、教科等が分かる情報であることが確認できた。

したがって、最終成績一覧は、審査請求人が求めている全ての情報を含むものではないものの、請求にかなう情報を含んでいると認められ、その他に請求にかなう文書が存在するとの事情は見当たらないことから、最終成績一覧を対象公文書として特定した上で、改めて開示等の決定を行うべきである。

なお、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日付11政都情第366号）第6条関係（公文書の開示の請求方法）において、実施機関は、開示請求者と連絡を取り合うなどして、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要があるとされており、開示請求の趣旨が明確でない場合には、開示請求者に

対し、より丁寧に確認する必要があると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>東京都教員採用試験に合格した者の出身大学（人数）を経年で比較したい。なお、中・高については、教科別とする。</p> <p>経年比較については、10年おき程度で構わないので、仮に2023年度実施のものがあるとなれば、2013年、2003年、1993年、などの抽出で良い。</p> <p>開示はExcelデータが望ましい。</p> <p>方法1. 各年度の受験者について、出身大学（院）別の合格人数のわかるものを開示いただく。これを小・中・高におけるもので開示いただければ趣旨を満たす。</p> <p>方法2. 現在在籍する全教員の一覧において、「採用年次、校種、教科、出身大学（院）」のみを抽出して（対象外は白抜きとして）開示いただく。</p> <p>この方法を執る場合、採用年次は10年おきに限定せず全開示で構わない。</p> <p>また、既退職者についてはこれらから請求趣旨を充足しないので、過去の「採用年次・校種・教科」別の採用者数もあわせて求める。</p> <p>なお、小学校のみ方法1. で、中高を方法2. によるものとしても差し支えない。</p> <p>また、古いデータが無い場合は方法2. のほうが良いかもしれない。</p>